

岩手県告示第 838 号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 3 号の規定に基づき知事が定める契約（平成17年岩手県告示第 1096号）の一部を次のように改正し、平成19年12月11日から施行する。

平成 19 年 12 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
2 次に掲げる役務の提供を受ける契約 (1)～(12) [略]	2 次に掲げる役務の提供を受ける契約 (1)～(12) [略] <u>(13) 総務事務センターの行う給与旅費、手当の認定、非常勤職員等の任免及び厚生福利に関する事務その他の事務の処理に係る労働者派遣</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	